

消雪用井戸の揚水機に取り付ける

節水機器設置事業補助金

のお知らせ

地下水利用の適正化を図るため、消雪用に使用する揚水機に節水機器を設置する場合に、設置に要する費用の一部を補助します。

★節水機器とは
降雪状況に応じて消雪用ポンプを間欠
運転させる機器のこと

例：節水タイマー、節水型自動降雪検
知器

現在、補助対象となる降雪検知器のメーカーとその機
種（一部抜粋、これ以外の機種については個別にお問い合わせ下さい）

【新潟電機(株)】

スノーコン FSシリーズのうち、FS-57とFS-58

【川本製作所(株)】

雪見窓シリーズ

補助対象費用と補助金額

節水機器の購入に要する費用(税抜)の2/3(上限10万円)

※機器代(降雪センサーとその制御盤)が対象です。

補助対象者

魚沼市にある消雪用井戸の揚水機に、節水機器を設置する個人または事業者。

※市税等の滞納がないことが条件です。

申請の方法

補助金交付申請書と必要書類を建設課へ提出してください。

※市税等の滞納がないことの証明書は、税務課、北部事務所、入広瀬分室で交付していま
す。証明手数料300円が必要です。

また、本人以外が手続する場合は、委任状が必要です。

※必ず事前に申請し、補助金の交付決定を受けた後に、工事に着手してください。

申請の受付期間

4月1日から予算額（400万円）に達するまで（先着順）

注意 事項

- 必ず事前に申請し、交付決定を受けてから工事に着手してください。
- 交付決定前に着手した場合は、補助金の交付対象外となります。
- 事後申請は受け付けいたしません。
- 登録されていない井戸への設置は、井戸登録も行ってください。

H30.4月より、補助金制度の内容を一部改正しました。

●主な変更点

①補助金対象範囲を限定

(変更前)機器代と設置費用 → (変更後)機器代のみ

②補助率を変更

(変更前)補助金対象額の2分の1 → (変更後)補助金対象額の3分の2

※補助金対象範囲を「機器代」に限定したことにより、補助率を上げて調整しました。

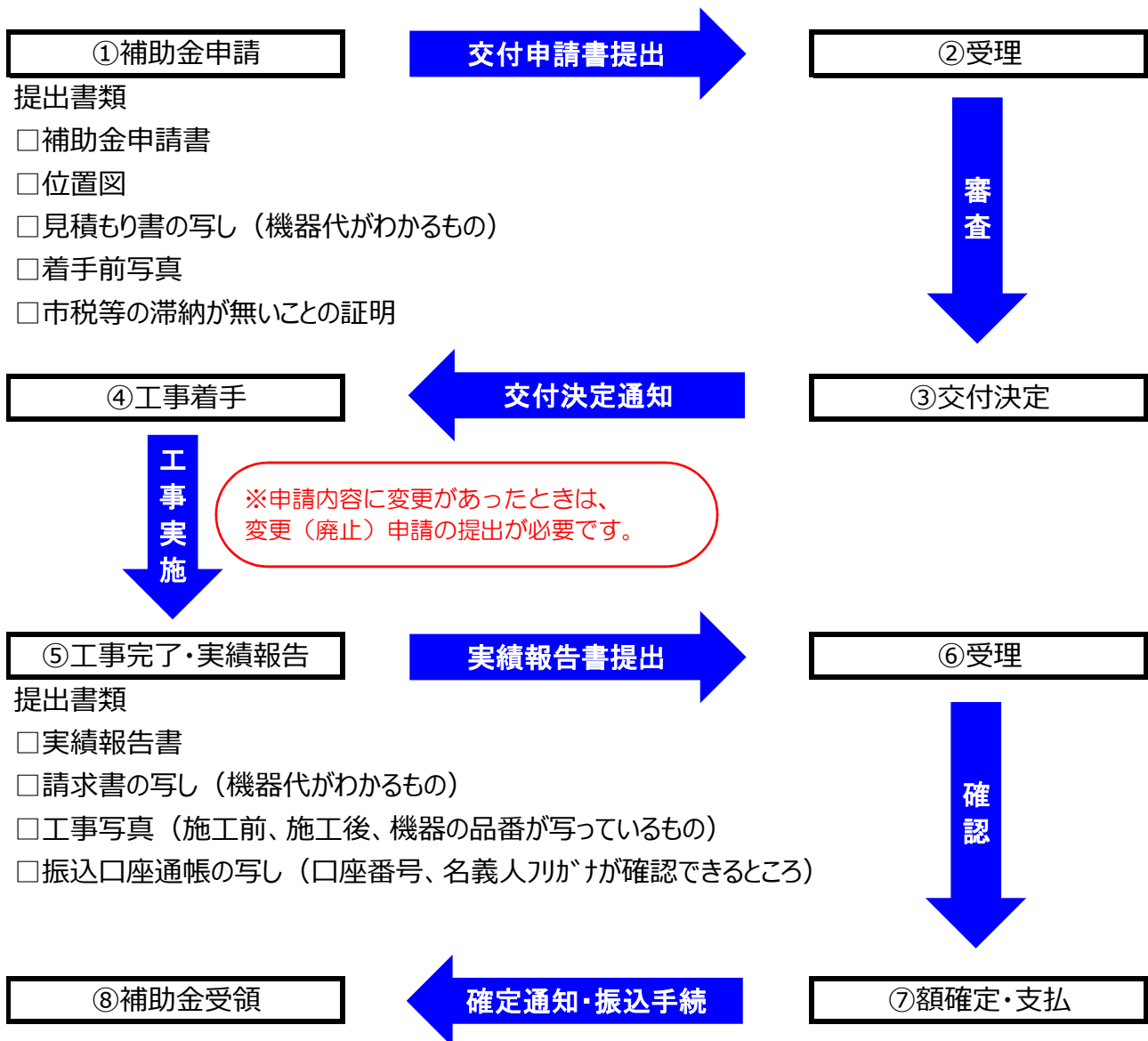
【問い合わせ先】 魚沼市役所 産業経済部 建設課（本庁舎2階） ☎025-793-7990

手続きの流れ

- 必ず事前に申請し、交付決定を受けてから工事に着手してください。
- 交付決定前に着手した場合は、補助金の交付対象外となります。
- 事後申請は受け付けいたしません。
- 登録されていない井戸への設置は、井戸登録も行ってください。

【申請者】

【市役所】



※申請内容に変更があったときは、
変更（廃止）申請の提出が必要です。

実績報告 補助金事業は年度内に実施することが必要です。
3月31日までに実績報告書を提出してください。